

保育園しおり



社会福祉法人 尚徳福祉会

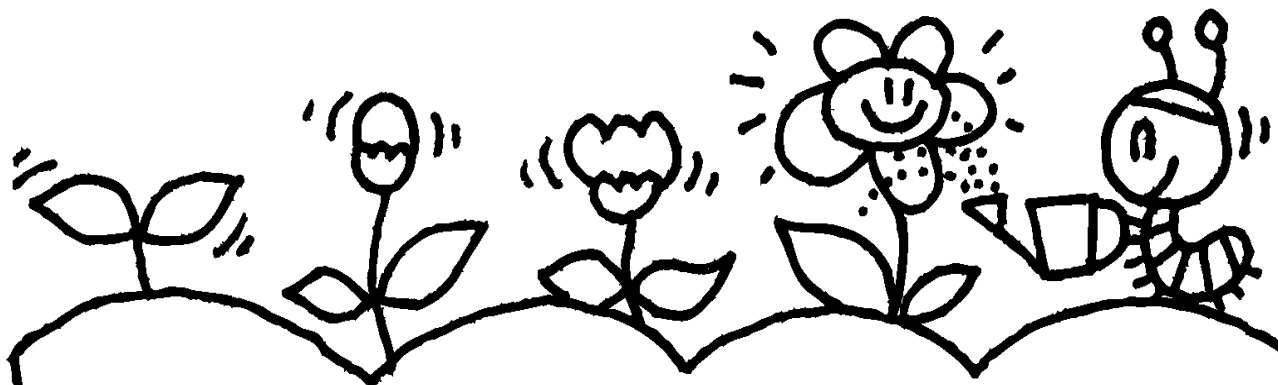
坂戸保育園

〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸 3-7-21

TEL 044-811-6922

FAX 044-322-8220

ホームページアドレス：<http://sfg21.com/sakado/>



はじめに

坂戸保育園は2010年4月1日から社会福祉法人尚徳福祉会が指定管理委託を受けた後2015年4月より施設の譲渡を受け民間保育園として運営をさせていただくことになりました。

保育園は、保護者の皆様が仕事や病気でお子様の養育ができない場合に、児童福祉法にもとづいて保護者に代わってお子様をお預かりし保育する場所です。

子どもたちの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場所でもあります。

乳幼児期は人格形成の最も大切な時期です。一人一人の個性を大切にしながら健やかな成長を見守り、その発達を援助します。

お子様が生き生きと、楽しい保育園生活を送る事ができるように努め、ご家庭との連絡を密にしながら、子どもたちの成長を共に喜び合える保育を進めていきます。

ご心配なこと、ご不安なこと、疑問などがありましたら、どうぞご遠慮なく職員に声を掛けてくださいますようお願いいたします。



1. 保育園の概要-----	1
2. 保育理念・保育方針・園目標・保育内容・年間保育計画-----	3
3. 園舎平面図-----	5
4. デイリープログラム-----	6
5. 楽しく園生活を過ごすために-----	7
(1) 登園時間	(8) 保護者参加の行事
(2) 送迎	(9) 絵本の貸し出し
(3) 登園時にすること	(10) 異動届
(4) 降園時にすること	(11) 子育て支援
(5) おひるね	(12) 小学校との連携
(6) 年末保育・通常外保育	(13) その他の活動
(7) 保育園からの連絡	
6. 延長保育-----	10
(1) 保育	(3) 補食
(2) 延長保育	(4) 夕食
7. 保育料・利用料-----	12
(1) 保育料	(3) 支払方法
(2) 利用料	
8. 食事-----	14
(1) 給食内容	(4) 箸のご利用
(2) 食事時間	(5) 食物アレルギーの対応
(3) 幼児の給食	
9. 保育園での健康管理-----	17
(1) 登園の目安	(6) 予防接種
(2) 病児保育・病後児保育	(7) 事故やケガ
(3) お薬	(8) 事故防止とその対応
(4) 保育園からの連絡の目安	(9) 保険
(5) 感染症の病気	(10) 健康診断、身長、体重測定
10. 非常災害時の対策-----	23
(1) 避難場所	
(2) 大規模地震の警戒宣言等が発令された場合の保育園における対策	
(3) 災害伝言ダイヤル	
(4) 尚徳福祉会ホームページの緊急用ブログ	
(5) 非常災害時の対策	
(6) 避難訓練	
(7) 不審者（防犯）対応訓練	

1 1. 個人情報-----	25
1 2. 苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）-----	25
1 3. 業務の質の評価 -----	25
1 4. 入園に際して用意していただくもの -----	26
1 5. 坂戸保育園組織図・アクセス - -----	28

1. 保育園概要

- * 名称 社会福祉法人 尚徳福社会 坂戸保育園
- * 所在地 川崎市高津区坂戸 3-7-21
TEL 044-811-6922
FAX 044-322-8220
ホームページ <http://sfg21.com/sakado/>

- * 開園年月日 1978年12月1日 開園
2010年4月1日 指定管理委託
2015年4月1日 民間委託

- * 施設 軽量鉄骨造 2階建
面積 敷地 1570.20㎡
床面積 725.18㎡
園庭 433.23㎡



- * 定員 100名

- * 年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
9名	15名	16名	20名	20名	20名	100名

- * 職員

園長（施設長）	保育園の管理運営を統括、苦情の解決にあたります
主任保育士	保育士を統括、園長の補佐、苦情を受け付けます
保育士	保育の提供、保護者への連絡などを行います
栄養士・調理員	<委託> 富士産業株式会社 栄養管理、献立表の作成、調理業務を行います
看護師	児童の保健衛生・健康管理を行います
事務職員	保育園全般に関する事務を行います

- * 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝・休日、12月29日～1月3日

* 開所時間

月曜日から土曜日	7:00から20:00まで
----------	---------------

* 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間	7:00から18:00まで
延長保育時間	18:01から20:00まで

* 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間	8:30から16:30まで
延長保育時間	朝: 7:00から8:29まで 夕: 16:31から20:00まで

* 苦情解決第三者委員

武笠 太一	役職・肩書等 元坂戸小学校PTA会長
石川 久美子	役職・肩書等 高津区主任児童委員

- 苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち合い、助言を行います。
また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

* 嘱託医

医療機関の名称	窪田医院
医 院 長 名	田中 美砂子
所 在 地	川崎市高津区二子5-10-1
電 話 番 号	044-822-3212

* 嘱託歯科医

医療機関の名称	センタービル歯科医院
医 院 長 名	南 裕之
所 在 地	川崎市高津区久地4-24-5 センタービル3F
電 話 番 号	044-814-0848

2. 保育理念・保育方針・園目標・保育内容・年間保育計画

保育理念

☆ 未来を切り開く生きる力を育てる



保育方針

- ① 子どもが快い環境の中で安心して生活し遊べるよう、一人一人の個性を大切にしながら、健やかな成長を見守り、その発達を援助します。
- ② 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを養うように心がけます。
- ③ 保護者との信頼関係を築き、安心して子どもを預けられる保育園として、成長を共に喜び合える保育を進めていきます。
- ④ 園庭開放や子育て活動事業を通し、地域に開かれた保育園として、積極的に子育てを支援していきます。

園目標

- ① 一人一人が人として大切にされる
- ② 将来に向けて現在をもっとよく過ごす
- ③ よりよい関係の中で育てられる



保育内容

- ① 戸外遊びや体験を通して、「生きる力」を育てます。
- ② 栽培や飼育を通して自然に触れ、豊かな人間性を育てます。
- ③ 子どもの生活リズムを大切に、基本的な生活習慣を身につけます。
- ④ 楽しく食べることを中心に、「食を営む力」を育てます。
- ⑤ 運動遊びを通して基本的運動能力を身につけます。
- ⑥ 異年齢との関わりの中で、思いやりの心を育てます。
- ⑦ 音楽や絵本、造形活動を通して、感じたことを表現する力を育てます。
- ⑧ 子どもの気持ちに寄り添って話しかけます。
- ⑨ 保護者と共に悩み、喜び、子育ての良きパートナーとして、子育ての楽しさを一緒に味わいます。
- ⑩ お年寄りとの交流を図り、地域の子育てを支援する社会的役割を大切にします。



年間保育計画

* 0歳児

- 子どもの発達過程を把握し、発達に合わせて関わり情緒の安定を図る。
- 様々な探索活動を通して、運動や指先の機能の発達を促す。

* 1歳児

- 一人一人の子どもの生理的欲求や甘えなど依存的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- 身近な環境や自然に親しむ中で探索活動を通し、五感の働きを豊かにする。

* 2歳児

- 子どもの欲求を適切に満たしながら、安心して過ごせるようにする。
- 安心できる保育者と一緒に身近なまわりの大人や友達に関心を持って関わる。

* 3歳児

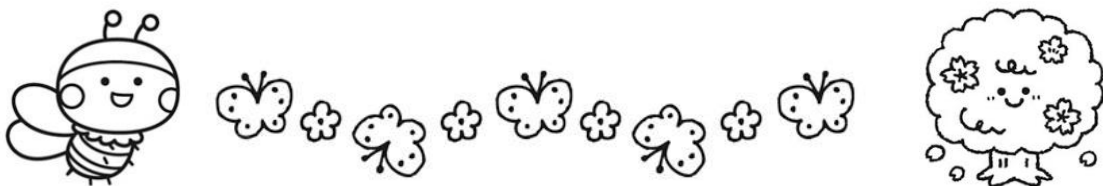
- 主体的な活動が行える環境の中で、意欲的な生活が送れるようになる。
- 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

* 4歳児

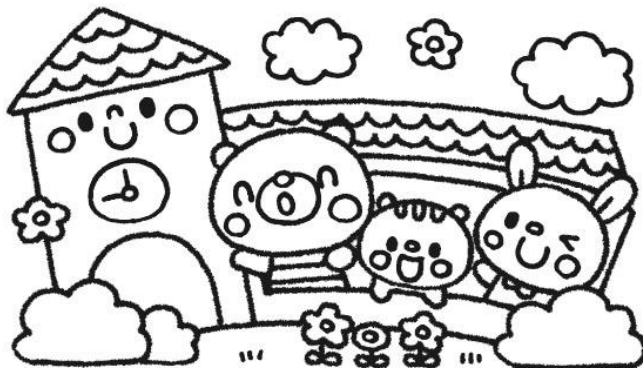
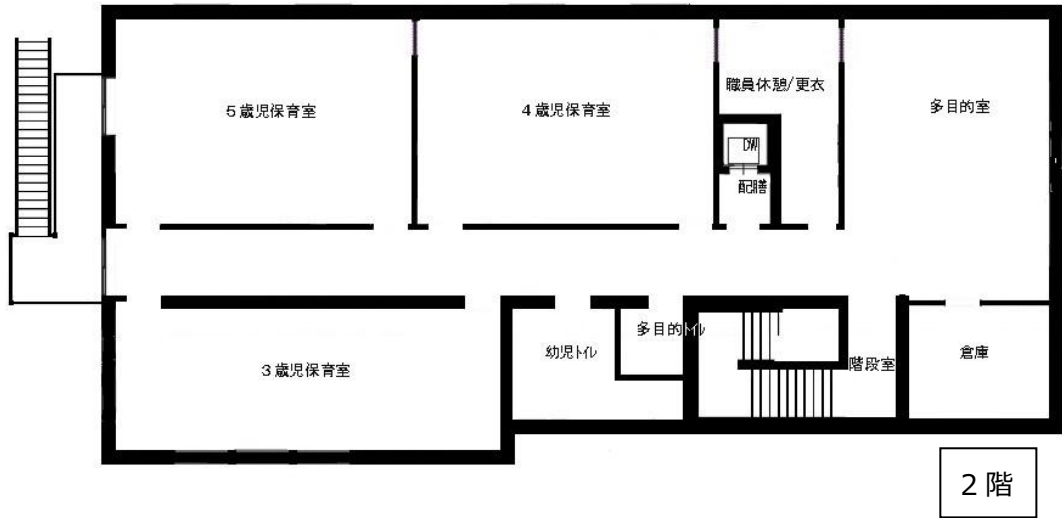
- 食事・排泄・着脱等、自分で出来る事は一人できるようになる。
- 身近な環境に自分から関わり発見を楽しんだり考えたりし、それを生活に取り入れようとする。

* 5歳児

- 健康に関心を持ち、生活に必要な習慣や態度を身に付け見通しをもって行動する。
- いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちを育む。
- 自分の生活だけでなく、身の回りの人々の生活に親しみ、身近な社会の事象に関心を持つ。



3. 園舎平面図



4. デイリープログラム

	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園	順次登園	順次登園
8:30	クラス保育	クラス保育	クラス保育
9:00	視診	視診	視診
	おやつ	おやつ	
9:30	遊び	遊び	遊び
	あそび 室内・園庭 散歩等	あそび 室内・園庭 散歩等	クラス活動 異年齢交流 散歩等
	着替え		
10:30	食事	着替え	
11:00		食事	着替え
11:30	睡眠		食事
12:00		睡眠	
12:30			睡眠(休息)
14:00	目覚め		
14:30	おやつ	目覚め	目覚め
15:00	遊び	おやつ 遊び	おやつ 遊び
16:00	順次降園	順次降園	順次降園
18:01	延長保育	延長保育	延長保育
18:30	補食 夕食	補食 夕食	補食 夕食
20:00	保育終了	保育終了	保育終了

*以上は一日の保育の流れですが、年齢別による年間計画を基に、四期計画・週計画を立てての保育を行います。

*上記は目安です。子どもたち一人一人のリズムに合わせて快適に一日を過ごします。

5. 楽しく園生活を過ごすために

(1) 登園時間

登園が遅くなる時やお休みをするときは、8：30までに電話もしくは「おが〜るシステム」のアプリにて連絡をしてください。病気の場合は、症状を詳しくお知らせください。

(2) 送迎

- ・ 原則として事前に決められた方が行ってください。
- ・ 連絡ノートのお迎えの方から変更する場合は当初お迎え予定の方が、事前に電話にて連絡してください。連絡がない場合は、お引き渡しできないためこちらから確認の連絡をさせていただきます。またお迎え時間の変更の連絡も電話にて連絡してください。
- ・ 未成年の方の送迎はできません。また、駐車スペースがありますが業者専用となっており、お車での送迎はお断りしております。
- ・ 路上駐車は過去に近隣からご指摘いただいたこともあり、大変なご迷惑となっております。また園周辺は車通りも多く、思わぬ怪我や事故につながる可能性がございます。雨の日などは送迎が大変であることは重々承知しております。ルールを守ってくださる保護者の方がほとんどであると思いますが、園を利用する全ての方が気持ちよく過ごせるようにご家族で共有していただき、安心・安全な園運営にご協力をお願いいたします。

(3) 登園時にすること

- ・ ナンバーキーの設置により、各自ナンバーを押しての出入りとなります。ナンバーについては安全のため、不定期に変更いたします。変更の際は前もってお知らせいたします。ナンバーをお忘れになった場合は、玄関横のインターフォンでお知らせください。なお、ナンバーキーは必ず大人が操作してください。
- ・ 事務所前にある登降園管理システム「おが〜るシステム」で登園の記録をしてください。登降園のタブレットは大人が操作してください。
- ・ 登園時には必ず職員に声をかけ、連絡ノートを手渡しのうえお子さんの健康状態をお伝えください。
- ・ 自転車を利用される方は、正門の前や通路等に駐輪されると、通行の妨げとなりますので、駐輪場のご利用をお願いいたします。
- ・ 子どもの安全のために、門扉の鍵・1階、2階の階段の鍵は、必ず忘れずに大人が掛けてください。

(4) 降園時にすること

- ・ 事務所前にある登降園管理システム「おが〜るシステム」で降園の記録をしてください。登降園のタブレットは大人が操作してください。また、記録後は速やかにお子様をお迎えください。
- ・

- ・ 玄関先や門扉からの通路、門扉周辺での話し声は近隣の方へのご迷惑となりますのですみやかにお帰りください。ご協力をお願いいたします。
- ・ お迎えの際は連絡事項をお伝えすることもありますので、必ず職員に声を掛けてください。

(5) お昼寝

- ・ 一人一人、季節の活動状況と年齢に応じて、保護者の方と相談をしながら適切な休養が取れるように考慮し、お昼寝をします。お昼寝をしない子の居場所も作ります。
- ・ 敷き布団、毛布、ボックスシーツは保育園で用意します。
- ・ 園用ボックスシーツ、バスタオルは毎週末に持ちかえり洗濯をして、翌週お持ちください。(冬季の毛布はワンシーズンに1度を目安としています。)
- ・ 子どもたちの健康に関すること(睡眠不足含む)は、担任と連絡を取り合い、子どもたちが安定した生活ができるようにご協力ください。

(6) 年末保育・通常外保育

○ 年末保育

- ・ 12月29日～12月31日については、区内1か所にて行います。事前に申請が必要です。

○ 休日保育

- ・ 緑の杜保育園で実施しています。昼食持参で利用料金がかかります。保育時間は8:00～18:00の間です。

○ 病後児保育

- ・ エンゼル高津(すこやか高津保育園)で実施しています。食事・おやつ代を含めた利用料金がかかります。

○ 病児保育

- ・ エンゼル中原で実施しています。食事・おやつ代を含めた利用料金がかかります。

<注>

- ②休日保育 ③病後児保育 ④病児保育をご利用の際は事前登録が必要です。病児・病後児保育：エンゼル高津・エンゼル中原のホームページをご覧ください。

(7) 保育園からの連絡

- ・ 園内で園児の写真撮影はご遠慮ください。
- ・ 年間の行事等については「年間予定表」、月の予定については毎月発行している「園だより」をご覧ください。また、健康だより・給食だよりも毎月発行しますので参考にしてください。
- ・ 連絡ノートは保育園で用意しますので利用ください。連絡事項などは毎日目を通し確認の上記入しお持ちください。保育園からは確認印だけの場合もありますがご了承ください。

- ・ 配布物などは、連絡ノートに挟んでお渡ししますのでご確認ください。
- ・ 玄関掲示、クラス掲示も、日々ご確認くださいませようをお願いいたします。

(8) 保護者参加の行事

- ・ 懇談会（年2回）（全クラス）
- ・ 運動会（幼児クラス）
- ・ お楽しみ会（全クラス）
- ・ 卒園式（らいおん組）

※保育参加・保育参観は随時実施し、保護者の方の都合の良い日に、いつでも参加していただいています。また、当日は幼児のみ給食提供を行い、日頃の子どもたちの食事を一緒に味わっていただくこともできます。また、個人面談は、時期を決めて年2回実施しておりますが、ご希望があればいつでも対応いたしますので、お気軽に声をかけてください。

（状況により中止する場合があります。）

(9) 絵本の貸し出し（各クラスで行っています。）

- ・ 絵本貸出表に保護者をご記入の上お借りください。
- ・ 本が傷まないようにお持ち帰りください。
- ・ 借りた本はお読みにになりましたら、1週間を目安にご返却をお願いいたします。

(10) 異動届

- ・ 勤務先の変更・家族構成の変更・転居・退園希望などがありましたら、書類提出の必要がありますので、申し出てください。
- ・ 産休に入られる時にも、異動届の提出が必要です。育休については、会社からの育休証明書、復職の際の証明書が必要になります。（お渡しする書類一式に、提出書類の項目を入れてありますのでご確認ください。）

(11) 子育て支援

- ・ 園庭・室内開放を行っています。身体測定もを行っています。
- ・ 保育相談を行っています。
- ・ 月一度程度、保育園内で絵本読み聞かせなど地域交流を行っています。

(12) 小学校との連携

- ・ 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしています。
- ・ 小学校との意見交換などを設け、「幼児期の終わりまでに育てて欲しい姿」を共有するなど連携を図り、円滑な接続を図るよう努めます。
- ・ 子どもに関する情報共有を目的とし子どもの育ちを支えるための資料を保育園から小学校に送付いたします。

(13) その他の活動

- ・ 保育園児の活動に支障がない範囲で、積極的に地域活動に取り組んでいきます。内容は、地域のニーズに応じて地域育児支援のほか、小中学校や高齢者との交流を行います。(状況により中止する場合があります。)
- ・ 保育園では、保育士、看護師など育成の為、学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。
- ・ 川崎市では、保育施設に通っているお子様と、その保育に関わる保育者を支援するための事業として「発達相談」を年3回行っています。保育園において発達が気になる、保育の手立てについて相談したいご家庭はお気軽にお問い合わせください。

(14) 「おが〜るシステム」アプリでできること

- ・ 登降園時の打刻記録用のバーコードを表示
- ・ 登降園の記録の確認
- ・ 遅刻、欠席のご連絡
- ・ 園からのおたより、献立、お知らせ等の受信やアンケートの回答
- ・ 行事予定の確認



6. 延長保育

(1) 保育

- ・ 基本8:30~18:00(乳児は変更あり)まではクラス別保育を行いますが、それ以前及びそれ以降は職員が交替で保育にあたります。
- ・ 基本的な保育時間は、勤務時間+通勤時間です。
- ・ 急用で早く登園する場合やお迎えが予定時間を過ぎる場合は、必ずご連絡ください。
- ・ 延長保育お申込み以外の方が時間を過ぎた場合は「延長保育(利用・解除・変更)利用申請書」をご提出いただき、別途料金がかかります。
- ・ 出張などで勤務先から離れる時、仕事がお休みの時などは、連絡先を必ずお知らせください。

(2) 延長保育

- ・ 短時間保育認定の方は8:30以前の登園、16:31以降のお迎えは時間外利用となり30分単位で延長料金が発生いたします。なお、ご利用になりたい場合は事前にご相談ください。
- ・ 標準時間保育認定の方は18:01~20:00は時間外利用となり30分単位で延長料金が発生いたします。
- ・ 希望される方は前月の20日までに延長保育申請書をご提出ください。園長との面談で状況をお伺いし、承諾させていただきます。

- ・ 利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで継続利用となります。
- ・ 申請をされていない場合で遅れた時は申請書をお渡しいたしますのでご提出をお願いします。電車・バスの遅延はこの限りではありませんので遅延証明書をお持ちください。

<短時間認定の場合>

	7:00	8:30	16:30	20:00
Aさん (短時間認定)		●	●	
Bさん (短時間認定+ 朝延長+夕延長)	●	●	●	●
Cさん (短時間認定 +夕延長)		●	●	●
Dさん (短時間認定 +朝延長)	●	●	●	

※ 延長保育扱いの期間を示す双方向矢印は、Bさんの朝延長(7:00-8:30)と夕延長(16:30-20:00)、Cさんの夕延長(16:30-20:00)、Dさんの朝延長(7:00-8:30)にそれぞれ対応しています。

(3) 補食

- ・ 標準時間認定で30分以上、延長保育を利用されるお子さんには、補食または夕食の提供があります。夕食料金は別途かかります。
- ・ 補食・夕食の提供時間はともに18:31以降です。

(4) 夕食

- ・ 夕食代金は、1回400円です。
- ・ 希望される方は前月の15日までに夕食申請書の提出をお願いします。
- ・ 利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで継続利用とします。
- ・ 夕食を変更する際は「夕食変更・キャンセル届」の提出をお願いします。なお、急な変更については可能な限り対応いたしますが、出来るだけ前日の午前中までにご連絡ください。
- ・ 当日夕食キャンセルにつきましては夕食代金をいただきます。
- ・ 月曜日から土曜日の毎日、夕食利用のご家庭には補食代金はかかりません。



7. 保育料・利用料

(1) 保育料

* 保育料は川崎市の徴収となります。

(2) 利用料

* 利用料は法人の徴収となります。

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料		
延長保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分：1,000円/月額 ・ 1時間：3,500円/月額 (含、補食) (延長保育料2,000円 + 補食代1,500円/月額) ・ 1時間半：4,500円/月額 (含、補食) (延長保育料3,000円 + 補食代1,500円/月額) ・ 2時間：5,500円/月額 (含、補食) (延長保育料4,000円 + 補食代1,500円/月額) <p>*生活保護世帯と市民税非課税世帯は上記延長保育料のみ免除</p>		
主食代	月額 1,100円 *第3号認定子どもは除く		
副食代	月額 4,500円 *第3号認定子ども、年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の子どもを除く *滞納が発生した場合、川崎市に連絡することがあります。		
補食代	18：31以降の延長利用の方 月額 1,500円		
	DVD	1枚	400円
	弁当持参児の主食	1食	60円
	夕食	1食	400円
	保育参加試食	1食	250円
	弁当持参児の行事食	1食	50円
	芋ほり	2株	実費
	遠足等にかかる交通費		実費
	連絡ノートカバー (希望者のみ)	1冊	660円
	業者の価格に伴い変更あり		

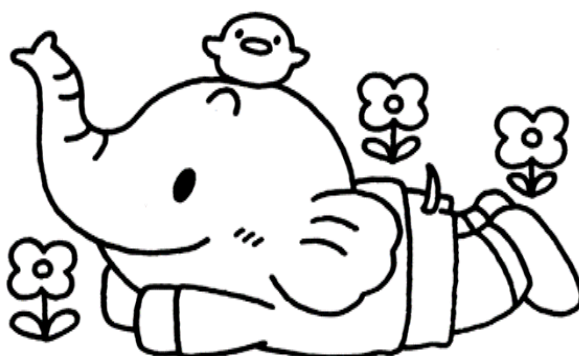
(3) 支払方法

現金	2か月分月末締め、翌々月10日までに現金でお支払い <例> 4・5月利用分 → 7月10日まで現金でお支払い
口座振替	2か月分月末締め、翌々月10日に口座振替 <例> 4・5月利用分 → 7月10日に口座引落 10日が土日祝の場合は翌営業日引落
電子決済	2か月分月末締め、翌月末日までに電子決済 <例> 4・5月利用分 → 7月10日までに電子決済

* 口座振替は下記の金融機関以外はご利用可能です。
 ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

【ご利用できない金融機関】

野村信託銀行	日本マスタートラスト 信託銀行	資産管理サービス 信託銀行	労働金庫連合会
じぶん銀行	アメリカ銀行	JPモルガン Chase 銀行	農林中央金庫
香港上海銀行	日本トラスティサービス 信託銀行	和歌山県信漁連	リックス信託銀行



8. 食事

保育園では、子どもたちが少しでも食べ物に親しみ、興味をもって楽しく食べることを通じて食生活の自立を目指します。

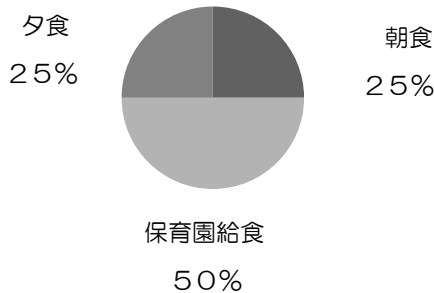
(1) 給食内容

各栄養素の偏りがないように、市で統一献立が作られています。それを元に、栄養士が献立作成をします。毎日の給食内容は事務室前に掲示してありますので是非ご覧ください。

昼食・おやつを合わせて、乳児は一日に必要な栄養量の約50%、幼児は約45%を目標に献立を作成します。

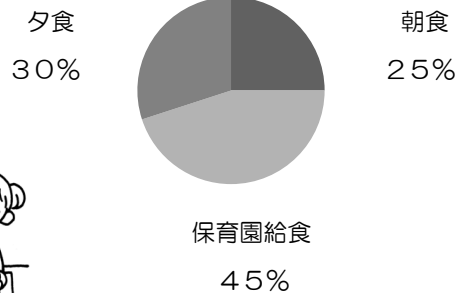
(乳児) 0～2歳児：完全給食

(主食・おかず・汁物)



(幼児) 3～5歳児：完全給食

(主食・おかず・汁物)



【提供内容】

	提供内容					
	午前 おやつ (牛乳)	給食		午後 おやつ	補食	夕食
		主食	副食			
0歳児	○	○	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)
1歳児	○	○	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)
2歳児	○	○	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)
3歳児	×	○ (申込者)	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)
4歳児	×	○ (申込者)	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)
5歳児	×	○ (申込者)	○	○	○ (18:31以降)	○ (申込者)

【午後おやつ】

手作りおやつ + 牛乳(ヨーグルト)



【延長保育の補食】

延長補食を夕食の一部としてとらえ、70～100Kcal 程度のおなかにたまりやすいものを提供しています。（ヨーグルト、せんべい、クッキー、チーズ、ゼリー等）

(2) 食事時間

年齢区分	午前おやつ	昼食	午後おやつ	補食・夕食
0歳児	9:00	10:30～ 11:00	14:30	18:31
乳児1・2歳児	9:00	10:45～ 11:15	15:00	18:31
幼児3～5歳児		11:30～ 11:45	15:00	18:31

*子どもたちの成長を見ながら順次遅くしています。

(3) 幼児の給食

- ・幼児（※対象：3歳～5歳児）は、主食持参と主食・副食提供があります。

【主食提供】

- ・主食を利用される方は「主食（利用・解除・変更）申請書」の提出をお願いします。（1, 100円/月）
- ・行事食は月額1, 100円に含みます。（別途徴収はありません。）
お弁当持参の方は1食50円です。
- ・申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで継続利用とします。

【主食を持参される方】

- ・お弁当はご飯、パンなどお弁当箱に入れてお持ちください。
- ・主食を申し込んでいないお子様が急に主食が必要となる場合の利用代金については、1食60円に対応いたします。
- ・変更する際は同様に前月の20日までに申請書をご提出ください。
- ・行事食代金は1食、50円です。
- ・主食持参のお子様につきまして行事の時には保育園で提供させていただきます。
- ・ごはん・パンの目安量

	ご飯	パン
目安量	白ご飯100g (乳児お茶碗にこんもり 1杯程度)	8枚切り食パン1～1枚半 ロールパン 1～2個 (薄くバターかマーガリンを塗って も良いです)

【副食】

- ・全員に提供いたします。ただし長期入院、里帰り出産で長期間保育園を休まれる場合は月単位で解除ができます。解除は「副食費解除申請書」をご提出ください。

【事務室前にあるデジタルフォトフレームの主食量】

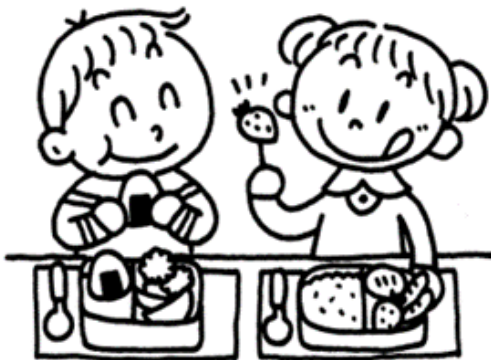
乳児主食量で70g程度 ・ 幼児主食量で100g程度

(4) 箸のご利用

- ・園用の箸をご用意しています。お持ちいただいても結構です。職員にご相談ください。

(5) 食物アレルギー対応

- ・アレルギーのあるお子様については、医師の診断や指示に基づき、園長、担任、栄養士、看護師と連携をとり、保護者の方と相談しながら対応させていただきます。



9. 保育園での健康管理

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が寄り添いながら生活していきたいと思えます。健康に関しては、個人を大切にすると共に集団生活に関してはお願い事項もたくさんありますがご協力をお願いします。

日々の点検、ヒヤリハット報告と事故報告を行うことによってハザードを減らすように努めたいと思えます。

(1) 登園の目安

朝は集団生活ができる状態での登園をお願いします。

目安…「友だちと一緒に外遊び（園庭、散歩など）ができる状態」です。

※ご家庭や登降園時に頭を打つ怪我をした場合は、受診してからの登園をお願いすることがあります。

(2) 病児保育・病後児保育

病児保育は行っておりません。

(3) お薬

- 保育園では、薬はお預かりできません。
- 飲み薬、目薬、軟膏類、貼り薬、座薬、虫よけスプレーや虫よけティッシュなどはお預かりできません。
- ホクナリンテープを貼って登園する場合は必ず職員にお伝えください。
(テープに名前・日付を記入してください)
- 保湿剤については園にご相談ください。

(4) 保育園からの連絡の目安

- 体温が37.5℃以上でご連絡、38.0℃以上でお迎えをお願いしています。
- 熱性けいれんのあるお子さんは、37.6℃になりましたらご連絡をさせていただきます。
- 下記の状態ではご連絡させていただき、受診をお願いする事もあります。

目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳下の腫れ⇒感染症が心配です。

また、肘内障の既往歴のあるお子様は、園で腕を痛がった場合は、お迎えに来ていただき受診していただきます。これら以外でも咳や、極端な不機嫌さや元気がないなどお子さんの様子を見て判断、連絡させていただくことがあります。

(5) 感染症の病気

- これまでの坂戸保育園の感染症に対する方針と平成31年3月「川崎市健康管理マニュアル」に基づきます。
- 保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。
- 保育園入園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、集団での保育所生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

① 医師の許可が必要な感染症

- 下記の疾患の場合は、保育園には登園できません。「登園許可証明書」が必要ですので再受診をし、医療機関で記入していただいた登園許可証明書を（有料）持って登園してください。
- 登園時「登園許可証明書」がありませんとお預かりすることができません。
- 診断された場合は必ず園にお知らせください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘・帯状疱疹	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される。	医師において感染の恐れがないと認められてから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う）
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後 1 日間	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して 24 時間を経過するまで

登園許可証明書

児童名 _____

病 名： _____

上記の者、 年 月 日から頭書の疾病で療養中のところ軽快したので、 年 月 日から登園してよいことを証明する。

年 月 日

住 所 川崎市 区

医療機関

医師氏名

印

② 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	感染力は弱いが発熱中は感染力がある	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

【なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。】

登園届（保護者記入）	
社会福祉法人尚徳福祉会 坂戸保育園施設長殿	
入所児童氏名 _____	
病名 [_____] と診断され、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 [_____] において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名	印又はサイン

③ その他の感染症への対応

とびひや水いぼ	医師の指示に従って下さい。
頭じらみ	小児科または、皮膚科を受診してください。また、 駆除に対する協力をお願いします。

【注意】

- *下痢や嘔吐物、血液がついた衣類、シーツ類は感染防止の為洗わずにお返ししています。
- *とびひは浸出液が他につかないように絆創膏やガーゼ等で覆ってきてください。

(6) 予防接種

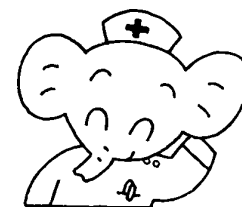
- ・医師と相談しながら予防接種をすすめていきましょう。
- ・接種後、異変の可能性があります。接種後 30 分程度、体調の様子を見てから登園をお願いいたします。
- ・予防接種をした場合、担任（または看護師、園長、主任）までお知らせください、またすこやか手帳に記入をお願いいたします。

(7) 事故やケガ

- ・日常的に擦り傷や、打撲などは保育園でよくあります。
- ・ケガを防ぐためにも衣類の選択はとても大切です。

【事故防止にあたってのお願い】

- ・体に合ったサイズの洋服や靴を用意してください。
- ・伸縮性のある素材を選びましょう。
- ・フード付きやひも付きは避けてください。
- ・爪は短く切っておいてください。
- ・髪留めは、飾りのないものにしてください。
- ・髪が長いときは結んできてください。
- ・洋服はストーンなど飾りのないものを着用してください。



【緊急事態が起きた場合】

- ・保育中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、お子様の保護者の方があらかじめ指定した「緊急連絡先」に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・保護者の方に確実に連絡ができるように、連絡先は常に明確にしておいてください。
- ・保護者と連絡が取れない場合には乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

【病院を受診する場合】

- ・保護者の方にお子さんの状態を報告させていただきます。
- ・受診病院は相談の上決定します。

- ・ケガの程度によっては、保護者の方に病院にお越しいただく場合があります。
- ・受診する際、園では保険証・医療証はお預かりすることはできないため、園で受診代を負担し、後日保護者様に精算をお願いしております。また200床以上の病院では選定療養費がかかることがあります。受診にあたり、【災害給付制度】を適用できる場合があります。

(8) 事故防止とその対応

- ・園舎内及び遊具の安全点検は、職員が毎日実施しています。
- ・AED（自動体外式除細動器）を1台常備しています。
- ・職員はAED他救命救急研修を受講し、園内でその内容を情報共有しています。

(9) 保険

管理責任者として以下の保障制度（保険）に加入しています。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）
- ② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）

①【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒・熱中症・溺水・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登降園中の災害の場合 2,000万円～44万円）	
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合 1,500万円）	
	突然死	保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合 1,500万円）
		保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円（登降園中の災害の場合も同様）

② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟） 【保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険】

賠償責任保険 * 相手方への賠償など	対人	1名につき 1事故につき	10億円 10億円（保険期間中）
	対物	1事故につき	1000万円（保険期間中）
傷害保険 * 園児のケガの補償など	死亡・後遺障害	230万円	
	入院	1日あたり	3,000円
	通院	1日あたり	2,000円

※保険料につきましては、変更することがあります。

取扱い代理店：東京海上日動火災保険株式会社

(10) 健康診断、身長・体重測定

【健康診断】

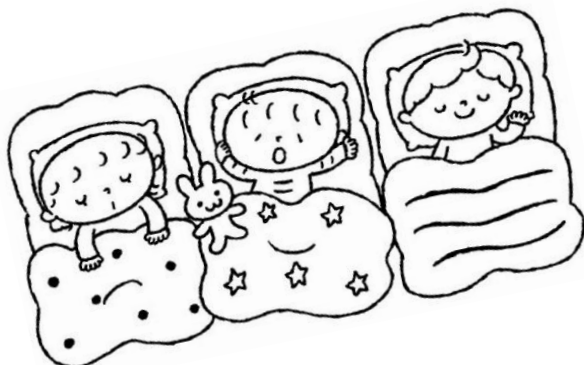
- ◎ 0・1歳児・・・2か月に1回
- ◎ 2歳児以上・・・年2回

【身長・体重測定】

- ◎ 6か月以上児・・・月1回

【年 間】

- ◎ 6月・・・歯科検診、予防接種調査
- ◎ 健康教育・・・4、5歳を対象に行っています。
- ◎ SIDS（乳幼児突然死症候群）・・・各クラス、年間を通し睡眠中の確認をしています。



10. 非常災害時の対策

(1) 避難場所

避難場所	——	坂戸小学校
------	----	-------

- ① 坂戸小学校が避難場所になっておりますが、状況により変更の可能性があります。非常食が保育園に備蓄してありますので、保育園が安全な場合はできるだけ動かないようにいたします。
- ② 園児の引き渡しは『園児引取人届出書』に記載してある方になります。災害が発生した場合は、身の安全を第一に考え、気をつけて迎えに来てください。保護者が迎えに来ることができない場合を想定して、あらかじめ協力者を決めるなど、家庭や知人との連携をとっておいてください。
- ③ 保育時間中に大きな災害が発生した場合は、原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。保育園ホームページの「緊急ブログ」、「NTT災害用伝言ダイヤル171」または「おが〜るシステム」での配信で情報を入手されましたら、早急にお迎えをお願いします。

(2) 大規模地震の警戒宣言等が発令された場合の保育園における対策

大規模地震については、事前に警戒宣言又は判定会の情報が発せられることになっております。万一これらの情報が発せられた場合、相当な混乱が予想されます。

このため、あらかじめ保育園が取れる対策についてお知らせいたします。乳幼児のための施設であるという特性をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

警戒宣言等発令時の保育園の対策

警戒宣言時	園児の状況	園のとり対策
判定会の招集 又は 警戒宣言の発令	登園前	臨時休園とします。
	在園時	児童の安否等についてはNTT災害用伝言ダイヤル・緊急ブログ・「おが〜るシステム」を活用し情報伝達を行います。情報が確認でき次第、状況に応じて児童のお迎えに来るようお願いいたします。
※臨時休園の期間は警戒宣言等が解除されるまでです。		

(3) 災害伝言ダイヤル

- ・災害時にNTTの災害用伝言ダイヤルにて情報を流しますので、ご活用ください。

<操作手順>

①	「171」をダイヤルする	
②	ガイダンスに従って、再生「2」を選ぶ	
③	保育園の電話番号を入力する	044-811-6922
④	「1」を選ぶ	伝言が再生される

(4) 尚徳福社会ホームページの緊急用ブログ

- 法人のホームページに緊急時ブログを設けておりますのでご活用ください。
サイトアドレス：<https://sfg21.com/kinkyu/>



「緊急時ブログ」

地震・火事・その他災害が起こった場合、「緊急時ブログ」を利用します。
各園の地震の情報を掲載していますので1度お試しください。

(5) 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しております。

防火管理者	深沢 麻里
避難訓練	火災、初期消火、地震、津波、水害、不審者等時間帯や設定を変えて実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、クラス防災用リックサック、ラジオ、備蓄品（食用関係、水、トイレ関係、照明関係等）
園児の引き渡しは『園児引取人届出書』に記載してある方になります。 万が一の場合にはお迎えをお願いすることもありますので、確実に連絡が取れるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。仕事がお休みの時などお知らせください。	

(6) 避難訓練

- 災害発生時における緊急対応は「緊急対応マニュアル」をもとに適切な対応に努めます。
- 予測なしで発生する地震や火災、その他の事故災害から子どもたちを守るため、毎月1回以上避難訓練及び初期消火、救出その他必要な訓練を実施しています。
- 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、役割分担を明確にし、様々な想定での避難訓練を月1回行っています。
- 子どもたちの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、火災や地震、水害などを想定した避難訓練を行っています。

(7) 不審者（防犯）対応訓練

- 知らない人、不審者にすぐに気が付けるように、全職員が全ての保護者の顔と名前を覚えるように努めます。不審者が目撃された場合は、保育園に掲示で保護者へのお知らせをいたします。
- 定期的な園舎の見回りをはじめ、警察署、小学校、地域の方々と連携して情報交換を行います。

1 1. 個人情報

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

1 2. 苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えております。日頃より気になること、疑問に思うことなど教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて保育に活かしていきます。

意見やホームページ、連絡ノートからご意見をいただいた時には、出来るだけ速やかに話しやすい環境の中で苦情・要望を謙虚に受け止め対応していきたいと思っております。

園長や主任を苦情・要望受付の窓口とするとともに第三者委員を置き、ホームページから施設長、理事長などにメールで意見を送ることができるようにするなど、複数のルートを通じて申し立てができます。苦情・要望対応体制は、園内に掲示しております。

* 苦情受付担当者は主任保育士、苦情解決責任者は園長です。

* 苦情解決統括責任者は、本部 藤本 千代美（ふじもと ちよみ）です。

* 利用者からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

1 3. 業務の質の評価

第三者評価の受審、自己評価を積極的に取り入れ、保育の向上に努めていきます。保育園の運営、保育内容に関わる全般について、全職員が共通理解をし、各保育園の特徴を出し、アピールすることが大切と思っております。具体的な問題点を把握し改善に結びつけ、子どもたちが心豊かに楽しく保育園生活を送られるように、また、保護者の皆様が安心して子どもたちを預けられるよう常に点検し、市からも信頼される施設でありたいと思っております。

* 行事ごとに保護者アンケートを実施しています。

* 年度ごとに保護者アンケートを実施、集計し公開します。

* 保護者アンケートを踏まえて職員間で話し合いの場をもち、良かった点を認め、改善点について検討します。

* 「第三者評価」を受審し、その結果を自分たちが足りなかった部分の気づきとして受け止め、職員間で検討し、出来ることから保育に活かしていきたいと思っております。

14. 入園に際して用意していただくもの

全員 バスタオル（1枚）（お昼寝用）
汚れ物入れ（スーパーの大きい袋くらいのもの）

- ・持ち物には必ず見やすいところにはっきりと名前を書きましょう。

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	紙おむつ・紙パンツ	○	○	○	△		
	弁当箱・弁当箱入れ袋（主食持参の場合）				△	△	△
	箸・箸箱（希望者）				△	△	△
	通園カバン				○	○	○
	2F 上履き				○	○	○
	1F 園庭用外靴	○	○	○	○	○	○

- ・お子様の成長と共に持ち物が変わる時があります。御了承ください。
- ・おねしょシート・・・必要な方のみ使用します。
- ・△は、必要に応じて準備してもらう物です。
- ・冬季は園で毛布を用意しておりますが、ブランケット等をご持参していただいてもかまいません。
- ・園に必要なのない物の持ち込みはできません。（不安で、心の安定になるものがありましたら担任にご相談ください：タオル、ぬいぐるみなど）

弁当箱・箸

- ・箸は、保育園の箸を用意いたします。
- ・主食持参の方は主食のみを弁当箱に詰め、弁当袋に入れてお持ちください。（朝、炊いたご飯をお持ち下さい。）

通園カバン

- ・着替え・（弁当箱）を入れます。

バスタオル 布団カバー

- ・布団カバー（ボックスシート）は園で用意します。
- ・バスタオル（冬季は毛布）、布団カバーは週に一度、取り外し洗ってください。

おねしょシート

- ・必要な場合は、取替え分も含めて2枚用意していただくと便利です。

着替え

- 汗をかいたり、汚れたりしたときに着替えます。
- 肌着・上着・ズボン・・・各3枚以上。毎日着替えを点検し補充しましょう。
- Tシャツは保温力・吸湿性がひくいため下着代わりには適しません。
- つなぎ型・つりズボン・スカート付ズボンは、活動しにくいので上下に分かれた衣服をお願いします。
- 柔らかい素材で、ウエストがゴムのもので用意してください。
- フード付は引っかかる等の事故につながりやすいので、フードなしの衣服をお願いします。

名前をつけましょう



15. 坂戸保育園組織図・アクセス

